

給与増額と法人税減税

岸田文雄内閣総理大臣の「成長と分配」の施策として労働者の給与増加に対する法人税減税を掲げられています。令和版所得倍増計画にも通じる施策ですが、増加要件を総額ベースから個人ベースへ設計変更の可能性が出てきました。

具体的な内容は税制改正大綱を待たなければわかりませんが今回は**現行法**における**中小企業者等における所得拡大促進税制**について確認しましょう。

【対象者】 青色申告書を提出する中小企業者等

【期間】 令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度

【適用要件】 (令和3年4月1日以後開始事業年度の場合)

次の①及び②の要件を満たすこと。

① 国内雇用者に対し給与等を支給すること。

②
$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

【税額控除額】

控除対象雇用者給与等支給増加額の15% (ただし法人税額の20%が限度)

[上乗せ措置]

次のいずれかの要件を満たせば、上記の税額控除額は**25%**になります

イ)
$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

ロ) 中小企業等経営安定化法の経営力向上計画の認定を受け、一定の証明がされること。

【改正点】

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した事業年度とは以下の点につき取扱いがこととなります。

① 適用要件の判定が継続雇用者から雇用者に変更

令和3年3月31日までに開始する事業年度においては適用事業年度と前事業年度二期を通じて給与等の支給をした(継続)国内雇用者の給与等支給額が判定基準だったため、労働者数を増加し給与等支給額が増加しても適用対象外となることがありました。令和3年4月1日以後に開始する事業年度においては**国内雇用者の給与等支給額で判定**するため適用しやすくなりました。

西 山 会 計 事 務 所
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

② 雇用安定助成金等の取扱い

雇用安定助成金等を控除する前の給与等支給額で適用要件を判定することになりました。従前は雇用安定助成金等を控除すると比較事業年度よりも給与等支給額が減額し適用要件を満たさないことがありました。

ただし、税額控除額を計算するときには雇用安定助成金額は給与等支給額から控除しますので実質負担ベースで給与等支給額の増加が必要です。

【減税効果】

給与支給額を 6,000 (10%) 増加させたことにより納付税額は 2,700 減少し減税効果を確認することができます。

	①前期 (比較事業年度)	②当期 (給与増額後)	差額②-①
売上高	100,000	100,000	0
人件費	60,000	66,000	6,000
税引前利益	40,000	34,000	-6,000
納付税額	12,000	9,300	-2,700
税引後利益	28,000	24,700	-3,300

納付税額内訳

法人税等 (30%)	12,000	10,200	-1,800
所得拡大税制	0	-900	-900

(前提条件①) 給与の増加に伴う社会保険料は考慮していません。

(前提条件②) 法人税率は 30% で計算しています。

(前提条件③) 比較事業年度の数値と給与増額 (減税) 前の数値は同額としています。

【参考】

国税庁から令和 2 年分民間給与実態統計調査結果が公表されました。一人当たりの平均給与は 433 万円 (うち賞与は 65 万円) となり平成 30 年をピークに 2 年連続の減少となりました。(単位: 千円)

業種	全業種	金融業 保険業	建設業	製造業	サービス業	宿泊業 飲食サービス
平均給与	4,331	6,297	5,090	5,014	3,525	2,513